

自然災害伝承碑に該当する基準の明確化

 : 今回の改定で追加した箇所

該当する自然災害伝承碑

過去に発生した自然災害（洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害等）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメントで、過去に発生した自然災害に関する発生年月日、災害の種類や範囲、被害の内容や規模、教訓が記載されたもの

- 石碑等に具体的な自然災害の伝承要素の記載がない場合等でも、恒久的な設置を意図した説明板が付随しており、この説明板に該当する具体的な自然災害の伝承要素の記載があれば自然災害伝承碑と判定する場合がある。
- さらに、説明板がなくとも、市区町村史、Webサイト（当該市区町村のサイト、国・都道府県の公的サイト等）に必要な情報があれば自然災害伝承碑と判定する場合がある。

自然災害伝承碑に該当しない事例

以下については、自然災害伝承碑に該当しないものとして整理しているが、詳しくは最寄りの地方測量部・支所までご相談いただくこととしている。

- 自然災害の伝承要素がない治水事業の完成・竣工記念碑
- 自然災害と直接関係がない慰霊碑や事故の鎮魂碑
- 長期間にわたる降水量の不足によって起こる干ばつに関する石碑等
- 個人の業績をたたえることのみを目的とした顕彰碑
- 寺社、記念館等の施設
- 恒久性に乏しい木製モニュメント、木製の標柱、木造建築物に付属するもの

自然災害伝承碑に該当する基準の明確化

 : 今回の改定で追加した箇所

自然災害伝承碑に該当するかを判断するのに必要な情報

自然災害伝承碑の該当の有無について、判断が必要な場合、過去に発生した自然災害（洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害等）の教訓を後世に伝えようと先人たちが残した独立した構築物であることを基本とする恒久的な石碑やモニュメントであるうえで、以下の情報を補足する資料（碑文、説明板、市区町村史、Webサイト（当該市区町村のサイト、国・都道府県の公的サイト等）等）があれば、該当する可能性がある。

- 自然災害の発生日月 ※不明であればご相談いただくこととしている
- 災害の種類
- 被害の内容や規模（人的被害、家屋被害等）

事例 2 : 慰霊目的と思われる地蔵尊

慰霊を目的とした碑であり、一見すると、碑から自然災害の被害内容や教訓が読み取れないが、市区町村史や災害当時の新聞記事等の資料をもとにその地域における被害状況や教訓を補足した例がある。このように、被害状況を補足する資料や災害教訓を伝えていることが分かる資料があれば、自然災害伝承碑に該当する。



親子地蔵尊（北海道登別市）

事例 1 : 神社の復旧・復興に関する碑

碑文には、台風における神社の被害や復旧、復興に関する事項のみ記載があったが、町の地域防災計画の内容をもとに、その地域における被害状況を補足した例がある。このように、復旧（復興）に関する碑であっても、資料等により地域の被害内容を具体的に記載することが可能であれば、自然災害伝承碑に該当する。



台風災害復旧記念碑（埼玉県嵐山町）

事例 3 : 自然物

土砂災害により流出した自然石であるが、災害伝承のために、現地でそのまま保存している等、自然物がその場に残っていることに災害伝承、教訓における意味がある場合、説明板や資料等により災害の規模や被害状況等が補足可能であれば、自然災害伝承碑に該当する。



山津波記念石（宮崎県えびの市）

効率的に調査を実施している事例

 : 今回の改定で追加した箇所

事例1 : 防災担当部局や治水担当部局が、文化財担当部局や博物館と連携している例

- 防災担当部局が申請調書案の作成をしていたところ、文化財担当部局では石碑の所在や文献に対する知見が深いことが分かり、両部局が連携して調査・申請をした。
- 治水担当部局が文化財担当部局と相談しながら、市内の自然災害伝承碑に該当する石碑等を調査した。
- 市立博物館において石碑等の情報収集を行っている市民団体からの情報提供を受けていたことから、防災担当部局は同博物館が把握している情報を基に調査・申請をした。

事例2 : 石碑等（県史跡）の文化財情報等の既存の情報を活用している例

- 防災担当部局では、石碑等の詳細な情報を把握していなかったが、県史跡に指定されている石碑等が存在していることが判明した。文化財担当部局では、当該石碑等の情報が整理されていたことから、当該情報提供を受けることで、円滑に申請することが可能となった。
- 県立博物館が作成した冊子において、石碑等の建立時期や伝承内容などの情報が整理されていたことから、当該冊子の内容を参考にし、効率的に調査・申請を行った。

事例3 : 広報誌等で住民に自然災害伝承碑に該当する石碑等の情報提供を募集している例

- 防災担当部局は、広報誌やホームページにおいて、自然災害伝承碑を紹介するとともに、自然災害伝承碑に該当する石碑等の情報の募集を行った。その結果、市民より情報提供があったことから、地理院地図等の掲載につながった事例がある。

事例4 : 市民ボランティアの力を借りて調査を実施している例

- 市のジオパーク推進協議会事務局では、地形・地質などを案内する市民ボランティアガイド団体に自然災害伝承碑に該当する石碑等の調査を依頼した結果、地理院地図等の掲載にもつながった。
- 市の郷土資料館が、興味・関心がある市民にボランティアを募り、市内に所在する石造物に関する調査を実施したことで、自然災害伝承碑に該当する石碑等を把握することができ、地理院地図の掲載につながった。このように、人員不足等の要因により行政の体制のみで調査をすることは難しい場合であっても、地元の土地勘がある市民の力を借りることにより、調査が効率的に実施できる場合がある。